

議案第13号

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例
第4号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外
の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。